

平成 28 年度 栃木県育英会月額貸与奨学生(高校等)募集要項

〔募集期間 平成27年10月1日(木)～平成27年11月13日(金)〕

公益財団法人栃木県育英会

- 奨学金は貸与です。卒業後返還することになります。その返還金はすべて後輩の奨学金として活用される仕組みになっています。
- 奨学金を希望する人は、出願資格、返還方法を十分理解の上、申し込んでください。

1 出願資格

- (1) 申込時において現に中学3年生で、平成28年4月に高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部又は修業年限2年以上の専修学校高等課程の1学年に進学を希望する人(高等専門学校(例、小山高専など)は、対象となりません。)
- (2) 保護者(父母)又はこれに代わる人が栃木県内に住所を有する人
- (3) 学習活動その他の品行が正しく、将来良識ある社会人として活動できる見込みがある人
- (4) 中学1、2年における学習成績評定平均値が、5段階評価で3.5以上である人
- (5) 本人の属する世帯で、父母又はこれに代わって家計を支えている人の平成26年中の認定所得金額(※)が、別表第1の収入基準額以下である人

(※) 認定所得金額とは

父母又はこれに代わって家計を支えている人の総収入金額(給与所得の場合は別表第2の下部〰以下にある「給与所得者の所得額の計算式」により求めた所得額、給与所得以外の場合は収入金額から必要経費(売上原価、営業経費)を差し引いた金額)から別表第2の特別控除額を差し引いた金額

- (6) 本会以外の機関(市町、民間団体等)の奨学金等の貸与を受けない人。ただし、交通遺児育英会奨学金及びあしなが育英会奨学金に限っては、重複して貸与を受けることが可能です。

なお、(4)・(5)の資格にあてはまらなくても、別に定める要件に該当する場合は、特例により申し込むことができます。要件等の詳しい内容については事前に学校に相談してください。

2 貸与額、貸与人員及び貸与期間

予算の範囲内で対応します。

〈参考〉平成27年度貸与額等

貸与月額	国・公立 18,000円、私立 30,000円
採用人員枠	120名
貸与期間	正規の最短修業年限

足利銀行の本人名義の口座に振り込みます。

3 返 還

- (1) 返 還 期 間 卒業後6か月の据置期間後、貸与した期間の2倍の期間内
- (2) 返 還 方 法 年賦又は半年賦による均等払(足利銀行口座から自動振替)
◎奨学金は無利子ですが、返還が遅滞した場合は、延滞金(年5%)がつきます。
また、卒業後、大学等に進学した場合は、申請によりその在学期間中返還が猶予されます。

4 提出書類(各1部)

- (1) 月額貸与奨学生(高校等)願書(本会指定の様式によるもの)
- (2) 月額貸与奨学生(高校等)推薦調書(本会指定の様式によるもの)
- (3) 所得証明書又は課税証明書(市町長発行の証明書・平成26年中の所得)

注) 所得証明書(又は課税証明書)は、次の例にしたがって証明を受けてください。

- ア 両親がいる世帯の場合 → 父と母2人の所得
- イ 父母に代わる人が生計を支えている世帯の場合 → その人の所得
- ウ 母子又は父子世帯の場合 → 母又は父の所得